重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1　指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	社会医療法人報恩会
代 表 者 氏 名	理事長　綛野　進
本 社 所 在 地 （連絡先及び電話番号等）	大阪府大阪市平野区長吉長原１丁目２－３４ （電話：06-6709-0301・ﾌｧｯｸｽ番号：06-6706-4613）
法人設立年月日	昭和４６年１２月１６日

2　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	ながよし訪問看護ステーション
介護保険指定 事 業 所 番 号	大阪市指定（2765891219）
事 業 所 所 在 地	大阪市平野区長吉長原１丁目２－３４　長吉総合病院２階
連　絡　先 相 談 担 当 者 名	電話：06-6707-8857・ﾌｧｯｸｽ番号：06-6707-8946 管理者・出口　忍
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市全域　東大阪市　八尾市　松原市　藤井寺市　羽曳野市 柏原市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	ながよし訪問看護ステーションは適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運 営 の 方 針	・ながよし訪問看護ステーションは、利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 ・ながよし訪問看護ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。 ・訪問看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営　　業　　日	月曜～金曜（祝日・12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）
営　業　時　間	8 時 30 分～17 時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜～金曜
サービス提供時間	9 時～17 時（それ以外は割増料金が発生する場合があります）

(5) 事業所の職員体制

管理者	出口　忍

職	職　務　内　容	人 員 数
管理者	1　主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2　訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3　従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常　勤　１名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1　指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2　主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3　利用者へ訪問看護計画を交付します。 4　訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5　指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 6　利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 7　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 8　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常　勤　３名 非常勤　１名
看護職員（看護師・准看護師）	1　訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2　訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常　勤　３名 非常勤　１名

理学療法士等	1　訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2　訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	非常勤　7名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	非常勤　1名

3　提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ　ー　ビ　ス　の　内　容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清潔の保持援助 ③ 栄養・服薬管理 ④ 各種医療機器に関する管理等（カテーテル、人工呼吸器等） ⑤ その他医師の指示による医療処置 ⑥ リハビリテーション ⑦ ターミナルケア ⑧ 認知症の看護 ⑨ 療養生活や介護方法の指導

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、負担額について

【介護保険を適用する場合】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			１割	２割	３割
昼　間　（ ８時 ～ 18 時 ）					
20 分 未満　(314 単位)	看護師による場合	3,491 円	350 円	699 円	1,048 円
20 分 未満　(283 単位)	准看護師による場合	3,146 円	315 円	630 円	944 円
30 分 未満　(471 単位)	看護師による場合	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円
30 分 未満　(424 単位)	准看護師による場合	4,714 円	472 円	943 円	1,415 円
30 分 以上　(823 単位)	看護師による場合	9,151 円	916 円	1,831 円	2,746 円
１時間 未満　(741 単位)	准看護師による場合	8,239 円	824 円	1,648 円	2,472 円
１時間 以上　(1,128 単位)	看護師による場合	12,543 円	1,255 円	2,509 円	3,763 円
１時間 30 分未満 (1,015 単位)	准看護師による場合	11,286 円	1,129 円	2,258 円	3,386 円
早朝（ ６時 ～ ８時 ）、　夜間（ 18 時 ～ 22 時 ）25%加算					
20 分 未満　(393 単位)	看護師による場合	4,370 円	437 円	874 円	1,311 円
20 分 未満　(354 単位)	准看護師による場合	3,936 円	394 円	788 円	1,181 円
30 分 未満　(589 単位)	看護師による場合	6,549 円	655 円	1,310 円	1,965 円
30 分 未満　(530 単位)	准看護師による場合	5,893 円	590 円	1,179 円	1,768 円
30 分 以上　(1,029 単位)	看護師による場合	11,442 円	1,145 円	2,289 円	3,433 円
１時間 未満　(926 単位)	准看護師による場合	10,297 円	1,030 円	2,060 円	3,090 円
１時間 以上　(1,410 単位)	看護師による場合	15,679 円	1,568 円	3,136 円	4,704 円
１時間 30 分 未満 (1,269 単位)	准看護師による場合	14,111 円	1,412 円	2,823 円	4,234 円
深　夜　（ 22 時 ～ ６時 ）　50%加算					
20 分 未満　(471 単位)	看護師による場合	5,237 円	524 円	1,048 円	1,572 円
20 分 未満　(425 単位)	准看護師による場合	4,726 円	473 円	946 円	1,418 円
30 分 未満　(707 単位)	看護師による場合	7,861 円	787 円	1,573 円	2,359 円
30 分 未満　(636 単位)	准看護師による場合	7,072 円	708 円	1,415 円	2,122 円
30 分 以上　(1,235 単位)	看護師による場合	13,733 円	1,374 円	2,747 円	4,120 円
１時間 未満　(1,112 単位)	准看護師による場合	12,365 円	1,237 円	2,473 円	3,710 円
１時間 以上　(1,692 単位)	看護師による場合	18,815 円	1,882 円	3,763 円	5,645 円
１時間 30 分 未満 (1,523 単位)	准看護師による場合	16,935 円	1,694 円	3,387 円	5,081 円

【 理学療法士等による介護保険訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			１割	２割	３割
１日に２回までの場合	昼間　(294 単位)	3,269 円	327 円	654 円	981 円
	早朝夜間 (368 単位)	4,092 円	410 円	819 円	1,228 円
	深夜　(441 単位)	4,903 円	491 円	981 円	1,471 円
１日に２回を超えて行う場合	昼間　(265 単位)	2,946 円	295 円	590 円	884 円
	早朝夜間 (331 単位)	3,680 円	368 円	736 円	1,104 円
	深夜　(398 単位)	4,425 円	443 円	885 円	1,328 円

【 指定介護予防訪問看護の場合 】

サービス提供区分	算定項目	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			１割	２割	３割
昼　間　（ ８時 ～ 18 時 ）					
20 分 未満　（303 単位）	看護師による場合	3,369 円	337 円	674 円	1,011 円
20 分 未満　（273 単位）	准看護師による場合	3,035 円	304 円	607 円	911 円
30 分 未満　（451 単位）	看護師による場合	5,015 円	502 円	1,003 円	1,505 円
30 分 未満　（406 単位）	准看護師による場合	4,514 円	452 円	903 円	1,355 円
30 分 以上　（794 単位）	看護師による場合	8,829 円	883 円	1,766 円	2,649 円
１時間 未満　（715 単位）	准看護師による場合	7,950 円	795 円	1,590 円	2,385 円
１時間 以上　（1,090 単位）	看護師による場合	12,120 円	1,212 円	2,424 円	3,636 円
１時間 30 分未満（ 981 単位）	准看護師による場合	10,908 円	1,091 円	2,182 円	3,273 円
早朝（ ６時 ～ ８時 ）、　夜間（ 18 時 ～ 22 時 ）25%加算					
20 分 未満　（379 単位）	看護師による場合	4,214 円	422 円	843 円	1,265 円
20 分 未満　（341 単位）	准看護師による場合	3,791 円	380 円	759 円	1,138 円
30 分 未満　（564 単位）	看護師による場合	6,271 円	628 円	1,255 円	1,882 円
30 分 未満　（508 単位）	准看護師による場合	5,648 円	565 円	1,130 円	1,695 円
30 分 以上　（993 単位）	看護師による場合	11,042 円	1,105 円	2,209 円	3,313 円
１時間 未満　（894 単位）	准看護師による場合	9,941 円	995 円	1,989 円	2,983 円
１時間 以上　（1,363 単位）	看護師による場合	15,156 円	1,516 円	3,032 円	4,547 円
１時間 30 分 未満（1,226 単位）	准看護師による場合	13,633 円	1,364 円	2,727 円	4,090 円
深　夜　（ 22 時 ～ ６時 ）　50%加算					
20 分 未満　（455 単位）	看護師による場合	5,059 円	506 円	1,012 円	1,518 円
20 分 未満　（410 単位）	准看護師による場合	4,559 円	456 円	912 円	1,368 円
30 分 未満　（677 単位）	看護師による場合	7,528 円	753 円	1,506 円	2,259 円
30 分 未満　（609 単位）	准看護師による場合	6,772 円	678 円	1,355 円	2,032 円
30 分 以上　（1,191 単位）	看護師による場合	13,243 円	1,325 円	2,649 円	3,973 円
１時間 未満　（1,073 単位）	准看護師による場合	11,931 円	1,194 円	2,387 円	3,580 円
１時間 以上　（1,635 単位）	看護師による場合	18,181 円	1,819 円	3,637 円	5,455 円
１時間 30 分 未満（1,472 単位）	准看護師による場合	16,368 円	1,637 円	3,274 円	4,911 円

【 理学療法士等による介護予防訪問の場合 】

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			１割	２割	３割
１日に２回までの場合	昼間　（284 単位）	3,158 円	316 円	632 円	948 円
	早朝夜間（355 単位）	3,947 円	395 円	790 円	1,185 円
	深夜　（426 単位）	4,737 円	474 円	948 円	1,422 円
１日に２回を超えて行う場合	昼間　（142 単位）	1,579 円	158 円	316 円	474 円
	早朝夜間（178 単位）	1,979 円	198 円	396 円	594 円
	深夜　（213 単位）	2,368 円	237 円	474 円	711 円

【医療保険を適応する場合】

※訪問看護基本療養費（１日につき）

項　　目				利用料	ご利用者様負担額		
					１割	２割	３割
基本療養費	訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週３日目まで		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週４日目以降		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	訪問看護基本療養費（Ⅱ）	週3日目まで	同一日２人	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日３人～９人	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		週4日目以降	同一日２人	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
			同一日３人～９人	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	訪問看護基本療養費（Ⅲ）※入院中の外泊（入院中１回限り）			8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
	難病等複数回訪問看護加算（同一建物２人以下）	１日２回		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		１日３回以上		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	緊急時訪問看護加算	月１４日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
		月１５日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
	長時間訪問看護加算			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
	複数名訪問看護加算（1 回/週）	看護師(1 回/週)		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		看護補助(3 回/週)		3,000 円	300 円	600 円	900 円
	夜間・早朝訪問看護加算　※７（１回/日）			2,100 円	210 円	420 円	630 円
	深夜訪問看護加算			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
管理療養費	訪問看護管理療養費１　月の初日			7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
	訪問看護管理療養費 2　月の 2 日目以降			3,010 円	301 円	602 円	903 円
	イ 訪問看護物価対応料　月の初日			60 円	6 円	12 円	18 円
	ロ 訪問看護物価対応料　月の 2 日以降			20 円	2 円	4 円	6 円
	24 時間対応体制加算　(1 回/月)			6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	訪問看護医療 DX 情報活用加算　(1 回/月)			50 円	5 円	10 円	15 円
	特別管理加算　(1 回/月)			2,500 円	250 円	500 円	750 円
	特別管理加算（重症度の高い状態）　(1 回/月)			5,000 円	500 円	1000 円	1500 円
	退院時共同指導加算			8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	退院支援指導加算			6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	特別管理指導(特別管理加算の方)			2,000 円	200 円	400 円	600 円
	在宅患者連携指導加算(1 回/月)			3,000 円	300 円	600 円	900 円
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算(2 回/月)			2,000 円	200 円	400 円	600 円
	看護・介護職員連携強化加算　(1 回/月)			2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1				25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2				10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
訪問看護情報提供療養費　(1・2・3)				1,500 円	150 円	300 円	450 円
ベースアップ評価料				1,830 円	183 円	366 円	549 円

※精神訪問看護基本療養費（１日につき）

項　　目				利用料	ご利用者様負担額		
					１割	２割	３割
基本療養費	精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週３日目まで ３０分以上		5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週３日目まで ３０分未満		4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
		週４日目以降 ３０分以上		6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		週４日目以降 ３０分未満		5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅲ）	週３日目まで（３０分以上）	同一日２人	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
			同一日３人～９人	2,780 円	278 円	556 円	834 円
		週３日目まで（３０分未満）	同一日２人	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
			同一日３人～９人	2,130 円	213 円	426 円	639 円
		週４日目以降（３０分以上）	同一日２人	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
			同一日３人～９人	3,280 円	328 円	656 円	984 円
		週４日目以降（３０分未満）	同一日２人	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
			同一日３人～９人	2,550 円	255 円	510 円	765 円
	精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） ※入院中の外泊（入院中１回限り）			8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
	精神科複数回訪問看護加算（同一建物２人以下）		１日２回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			１日３回	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	精神科緊急時看護加算		月１４日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
			月１５日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
	長時間精神科訪問看護加算　(1 回/週)			5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
	複数名精神科訪問看護加算（同一建物１～２人・１日１回の額）		看護師等イ	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
			補助者等ハ(1 回/週限度)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	夜間・早朝訪問看護加算　※７（１回/日）			2,100 円	210 円	420 円	630 円
	深夜訪問看護加算　(1 回/日)			4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
管理療養費	訪問看護管理療養費 1　月の初日			7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円
	訪問看護管理療養費 2　月の 2 日目以降			3,010 円	301 円	602 円	903 円
	イ　訪問看護物価対応料　月の初日			60 円	6 円	12 円	18 円

	ロ 訪問看護物価対応料　月の 2 日以降	20 円	2 円	4 円	6 円
	24 時間対応体制加算　(1 回/月)	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	訪問看護医療 DX 情報活用加算　(1 回/月)	50 円	5 円	10 円	15 円
	退院時共同指導加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
	退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	ベースアップ評価料	1,830 円	183 円	366 円	549 円

※1　訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費

※2　同一建物に住居する複数の利用者へ同一日に訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費

※3　利用者の同意を得て、利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して訪問看護に関する情報を提供した場合

※4　厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期限の利用者に対して 1 日 2 回以上の訪問が必要な場合

※5　厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する利用者に対し､1 回の訪問看護の時間が 1 時間 30 分を超えた場合

※6　厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、看護職員が同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合

※7　夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）又は早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）にサービスの提供を行う場合

※8　深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）にサービスの提供を行う場合

※9　精神科訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費

※10　同一建物に居住する複数の利用者へ同一日に精神訪問看護指示書及び精神訪問看護計画書に基づき、サービスを提供した場合の療養費

(4) その他のサービスについて

加算名称	介護報酬額	ご利用者様負担額			算定回数等
		１割	２割	３割	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅰ) (　６００　単　位　)	6,672 円	668 円	1,335 円	2,002 円	1 月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ) (　５７４　単　位　)	6,382　円	639　円	1,277 円	1,915 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅰ) (　５００　単　位　)	5,560 円	556　円	1,112 円	1,668 円	1 月につき
特別管理加算(Ⅱ) (　２５０　単　位　)	2,780 円	278 円	556 円	834 円	
ターミナルケア加算 (　２５００　単　位　)	27,800 円	2,780 円	5,560 円	8,340 円	死亡月に 1 回
初回加算(Ⅰ) (　３５０　単　位　)	3,892 円	390 円	779 円	1,168 円	初回のみ、1 回につき
初回加算(Ⅱ) (　３００　単　位　)	3,336 円	334 円	668 円	1,001 円	初回のみ、1 回につき

退院時共同指導加算（６００単位）	6,672円	668円	1,335円	2,002円	1回につき
看護・介護職員連携強化加算（２５０単位）	2,780円	278 円	556 円	834 円	1月につき
看護体制強化加算（Ⅰ）（５５０単位）	6,116円	612 円	1,224円	1,835円	1月につき
看護体制強化加算（Ⅱ）（２００単位）	2,224円	223 円	445 円	668 円	1月につき
口腔連携強化加算（５０単位）	556円	56円	112円	167円	1月につき
複数名訪問看護加算（Ⅰ）（２５４単位）（４０２単位）	2,824円	283 円	565 円	848 円	1回につき(30分未満)
	4,470円	447 円	894 円	1,341円	1回につき(30分以上)
複数名訪問看護加算（Ⅱ）（２０１単位）（３１７単位）	2,235円	224 円	447 円	671 円	1回につき(30分未満)
	3,525円	353 円	705 円	1,058円	1回につき(30分以上)
長時間訪問看護加算（３００単位）	3,336円	334 円	668 円	1,001円	1回につき
要介護5の者の場合（+800単位）〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合〉	8,896 円	890 円	1,780円	2,669円	1月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）〈訪問看護ステーション及び病院又は診療所〉（６単位）	66 円	7 円	14 円	20 円	1回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）〈訪問看護ステーション及び病院又は診療所〉（３単位）	33 円	4 円	7 円	10 円	1回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合〉（５０単位）	556 円	56 円	112 円	167 円	1月につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合〉（２５単位）	278 円	28 円	56 円	84 円	1月につき
介護職員等処遇改善加算	基本サービス費に各種加算減算を加減した1月当たりの総単位数に、加算率を乗じて算出				1月につき

※ 当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者に対して訪問看護を行った場合は、対象の所定単位数×90/100 となります。
当事業所と同一の建物若しくは同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対して訪問看護を行った場合は対象の所定単位数×85/100 となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、

計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
④ 真皮を超える褥瘡の状態
⑤ 点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは１日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に加算します。

「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ３以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、他系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 理学療法士等による訪問看護は、当訪問看護事業所における前年の４月から当該年の３月までの期間の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている場合は、当該年度の理学療法士等の訪問看護費から８単位を減算します。また、前年の４月から当該年の３月までの期間の看護職員の訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上である場合であっても、算定日が属する月の前６月間において、緊急時訪問看護加算（Ⅰ・Ⅱ）、特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）

及び看護体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ)のいずれも算定していない場合は、理学療法士等の訪問看護費から８単位を減算します。

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。なお、退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※ 複数名訪問看護加算Ⅰは、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算し、複数名訪問看護加算Ⅱは、看護師等が看護補助者と同時に訪問看護を行う場合に加算します。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、１回の時間が１時間３０分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(１時間以上１時間３０分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた１時間３０分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ サービス提供体制強化加算及び看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして大阪市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

４　その他の費用について

<table>
<tr><td>①　交通費</td><td colspan="2">利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
　なお、自動車を使用した場合は実施地域を越えてから片道 10 ｷﾛﾒｰﾄﾙ以上　500 円と事業所から自宅まで１㎞毎に５０円請求いたします。
(距離に関しては四捨五入することとする)</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②　キャンセル料</td><td colspan="2">サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。</td></tr>
<tr><td>24 時間前までのご連絡の場合</td><td>キャンセル料は不要です</td></tr>
<tr><td>12 時間前までにご連絡の場合</td><td>１提供当り
１０００円を請求いたします。</td></tr>
<tr><td>12 時間前までにご連絡のない場合</td><td>１提供当り
２０００円を請求いたします。</td></tr>
</table>

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

5　利用料、利用者負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ｱ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ｲ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届けもしくは郵送します。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ｱ サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 25 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い ｲ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から１４日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6　担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア　相談担当者氏名	出口　忍
	イ　連絡先電話番号	06-6707-8857
	同ﾌｧｯｸｽ番号	06-6707-8946
	ウ　受付日及び受付時間	平日　8 時 30 分～17 時

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7　サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計

画（ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

(4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

8　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　出口　忍
虐待防止に関する担当者	看護師　笹倉　幸

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(6) 虐待の防止のための指針を作成します。

9　身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性･･････直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性････身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

一時性･･････利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10　秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護

	関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医連絡先：医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿　　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

主治医氏名＿＿＿＿＿＿

家族等連絡先：氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　続柄（　　）

電話番号

12　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	法律上の損害賠償金　争訴費用　損害防止軽減費用　緊急措置費用　協力費用

13　身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14　心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15　居宅介護支援事業者等との連携

① 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16　サービス提供の記録

① 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

② 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。

③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

④ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

17　業務継続計画の策定等

(1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年１回以上）に行います。
(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18　衛生管理等

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
(4) 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
(5) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19　訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1)　訪問看護計画を作成する者

氏　名　出口　忍　（連絡先：06-6707-8857　）

(2)　提供予定の訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

（介護・医療保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
１週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額					

(3)　その他の費用

①交通費の有無	有・無　　サービス提供１回当り…
②キャンセル料	重要事項説明書４－②記載のとおりです。

(4)　１か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護・医療保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から１ヵ月以内とします。

20　サービス提供に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

ｱ 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

ｲ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う

②管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。

③相談担当者は把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。

④対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

(2)　苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ながよし訪問看護ステーション	大阪市平野区長吉長原１丁目２－３４ 長吉総合病院２階 電話番号：06-6707-8857　FAX：06-6707-8946 受付時間　8：30～17：00　（土日祝休み）
【平野区役所の窓口】 平野区保健福祉センター　保健福祉課	大阪市平野区瀬戸口３丁目８－１９ 電話番号：06-4302-9857　FAX：06-4302-9943 受付時間　9：00～17：30
【大阪市役所の窓口】 大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 （指定・指導グループ）	大阪市中央区船場中央３丁目１番７－３３１号 電話番号：06-6241-6310　FAX:06-6241-6608 受付時間 9：00 ～ 17：30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地　大阪市中央区常盤町一丁目 3 番 8 号 中央大通ＦＮビル 電話番号 06-6949-5418 受付時間　9:00～17:00　（土日祝休み）

21　ハラスメントの禁止と対応について

（1）当事業所は、利用者およびその家族と互いに尊重し合い、安全かつ円滑な訪問看護サービスを目指しています。そのため、以下の行為（カスタマーハラスメント）を固く禁止いたします。

【禁止される主な行為】

・身体的な暴力・脅迫・暴言：スタッフに対する暴言、暴行、威嚇、大声での叱責、人格を否定する発言等

・セクシャルハラスメント：不必要な身体接触、性的な発言、猥褻な画像の提示、待ち伏せやつきまとい等

・過剰・不当な要求：契約内容を大幅な超える過剰なサービス要求、特定の看護師の強要や不当な交代拒否、理不尽な謝罪要求・土下座の強要等

・業務妨害・長時間の拘束：サービス時間外の度重なる連絡、長時間の拘束、SNS やインターネット等への誹謗中傷や個人情報の掲載

（2）万一、利用者またはその家族等による上記に該当する行為が確認された場合、当事業所は以下の措置を実施します。

①スタッフの全確保のための訪問の中断または担当者の交代

②利用者・家族に対する口頭または書面による注意・改善請求

③改善が見られない場合のサービスの停止および利用契約の即時解除

④悪質な場合や危険・違法行為（暴行、脅迫、器物破損等）と判断した場合は、躊躇なく警察などの関係機関へ通報いたします。

22　提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	年　　月　　日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

23　この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業所のウェブサイト（法人ホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表します。

24　重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 26 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所　在　地	547 - 0016 大阪市平野区長吉長原１丁目２番３４号
	法　人　名	社会医療法人報恩会
	代 表 者 名	綛野　進　　印
	事 業 所 名	ながよし訪問看護ステーション
	説 明 者 氏 名	出口　忍　　印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	

代理人	住　所	
	氏　名	